

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（相当の反対給付を受けない給付金）</p> <p>第四条 法第十三条第二項第一号の政令で定める給付金は、譲渡線建設費等利子補給金及び空港アクセス鉄道整備費利子補給金とする。</p>	<p>（相当の反対給付を受けない給付金）</p> <p>第四条 法第十三条第二項第一号の政令で定める給付金は、譲渡線建設費等利子補給金とする。</p>